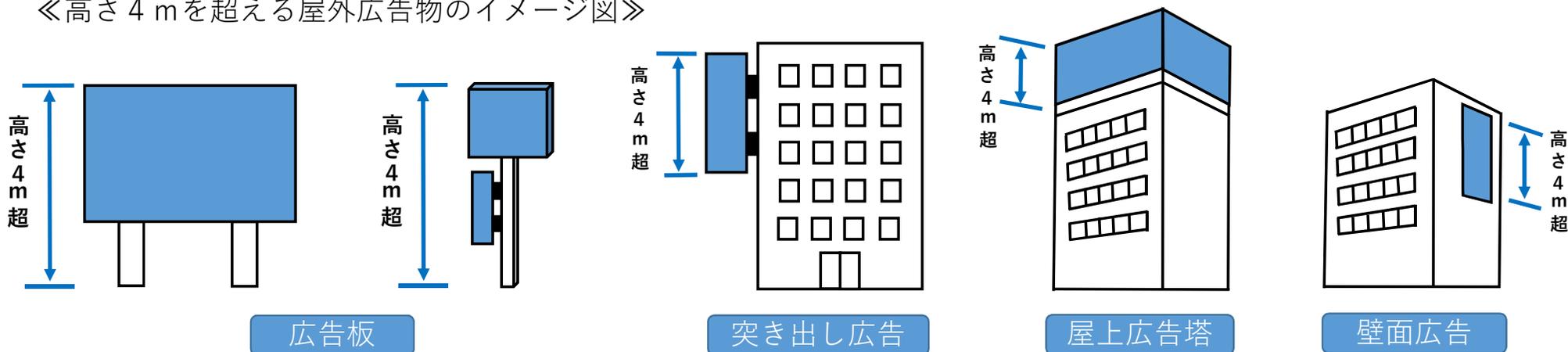


高さが4 mを超える屋外広告物は有資格者による安全点検が義務づけられました

愛知県屋外広告物条例及び愛知県屋外広告物条例施行規則の改正により、**令和3年7月1日以降に高さが4 mを超える**広告物の点検を行う際には、**有資格者の点検**が義務づけられました。

《高さが4 mを超える屋外広告物のイメージ図》



有資格者
とは？

- 屋外広告士
- 一級建築士及び二級建築士
- 特定建築物調査員
- （公社）日本サイン協会及び（一社）日本屋外広告業団体連合会が実施する屋外広告物点検技能講習を修了した者

※更新許可申請書に点検者の資格を証する書面の添付が必要になります。

※更新時の点検は許可満了日の3カ月以内実施してください。

問い合わせ先 刈谷市役所 都市政策部まちづくり推進課総務係 電話 0566-62-1022 (直通)
E-mail machi@city.kariya.lg.jp